

山口県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等 に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省・厚生労働省令第1号。以下「共管省令」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援法人の指定)

第2条 法第59条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による正本及び副本に、それぞれ共管省令第41条に定めるもののほか、別表1の添付書類を添えて山口県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

2 知事は、前項による申請があった場合、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準及び山口県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（以下「基準等」という。）に適合すると認められるときは、支援法人として指定できるものとし、第2号様式により申請者に通知するものとする。

3 知事は、申請者が基準等に適合しないと認められるとき、又は法第59条第2項各号のいずれかに該当するときは、第3号様式により申請者に通知するものとする。

(変更の認可及び届出)

第3条 法第61条第1項の規定による変更の認可申請は、第4号様式による正本及び副本に、それぞれ共管省令第43条第2項に定めるもののほか、別表1の添付書類（ただし、新たに行う業務に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による申請があった場合、支援法人が共管省令第43条第3項各号に掲げる基準及び山口県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（以下「変更の基準等」という。）に適合すると認められるときは、変更の認可をするものとし、第5号様式により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の認可の申請に係る支援法人が変更の基準等に適合しないと認められるときは、第6号様式により支援法人に通知するものとする。

4 法第61条第2項の規定による変更の届出は、第7号様式により知事に提出しなければならない。

(債務保証業務委託の認可)

第4条 支援法人は、法第63条第1項の規定による認可を受けようとするときは、第8号様式による正本及び副本に、それぞれ業務委託契約書を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第9号様式により支援法人あて通知するものとする。

3 知事は、第1項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適當であると認めるときは、第10号様式により、支援法人あて通知するものとする。

(債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可)

第5条 支援法人は、法第64条第1項の規定による認可を受けようとするときは、第11号様式による正本及び副本に、それぞれ債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添えて知事に申請しなければならない。

2 支援法人が残置物処理等業務を実施する場合に、国土交通省及び法務省が策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項（以下「モデル契約条項」という。）」を活用しないときは、前項の書類に加え、別表2の添付書類を添えなければならない。

3 支援法人は、前項で認可を受けた債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を変更しようとするときは、第12号様式による正本及び副本に、それぞれ変更した債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添えて知事に申請しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第1項による場合は第13号様式により、前項による場合は第14号様式により、支援法人へ通知するものとする。

5 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適當であると認めるときは、第1項による場合は第15号様式により、第2項による場合は第16号様式により、支援法人へ通知するものとする。

6 法第64条第4項の規定による変更の命令は第17号様式により行う。

7 前項の規定により、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の変更を命じられた支援法人は、速やかに変更を行い、第18号様式を提出することにより、その結果を知事に報告しなければならない。

(事業計画等の認可)

第6条 支援法人は、法第65条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、第19号様式による正本及び副本に、それぞれ法第62条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて知事に申請しなければならない。

2 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、第20号様式による正本及び副本に、それぞれ変更した事業計画等を添えて知事に申請しなければならない。

らない。

- 3 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施に支障ないと認めるときは、第1項による場合は第21号様式により、前項による場合は第22号様式により、支援法人あて通知するものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の申請が、業務の公正かつ的確な実施上不適當であると認めるときは、第1項による場合は第23号様式により、第2項による場合は第24号様式により、支援法人あて通知するものとする。

(事業報告書等の提出)

第7条 支援法人は、毎事業年度、法第65条第2項の規定により、第25号様式により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、知事に提出しなければならない。

(支援法人の指定辞退)

第8条 支援法人は、やむを得ない理由により法第59条第1項の規定による指定を辞退する場合は、第26号様式により、知事に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 知事は、法第70条に基づき指定の取り消しを行った場合は、第27号様式により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は令和2年11月2日から施行する。

附則

この要領は令和7年10月1日から施行する。

別表 1

	添付書類
1	誓約書（様式第28号）
2	法第62条第1号に掲げる業務を行う場合は、家賃債務保証業者登録規程の登録を受けていることが分かる書類
3	債務保証業務を委託する場合は、経理について、その他の業務と区分されていることがわかる書類
4	内部規則等個人情報管理の措置に関する書類
5	居住支援法人の指定又は支援業務の変更の認可にあたって参考になる書類

別表 2

	添付書類
1	以下の事項が具体的に記載された書類 (1) 残置物処理等業務規程の作成・認可の手引きやモデル契約条項と異なる方法等の具体的な内容 (2) (1)について、賃借人である住宅確保要配慮者、相続人、その他関係者との間でトラブルが発生することを防ぐために講じる措置等 (3) 賃借人である住宅確保要配慮者、相続人、その他関係者との間でトラブルが発生した場合において想定される対応（例：苦情相談窓口の設置・損害賠償に関する事項等） (4) これまでの同種・類似業務の実績等 (5) 本手引きやモデル契約条項と異なる方法等によって行う理由と、今後の変更の見込み